

いじめの問題は全て 学校いじめ対策組織で対応します

いじめ防止対策推進法 第22条（学校におけるいじめの防止等の対策のための組織）

学校は、当該学校におけるいじめの防止等に関する措置を実効的に行うため、当該学校の複数の教職員、心理、福祉等に関する専門的な知識を有する者その他の関係者により構成されるいじめの防止等の対策のための組織を置くものとする。

未然防止

①学校いじめ対策組織が、「学校いじめ防止プログラム」を作成し、年間を通じた計画的な取組を行います。

②生徒の居場所づくりや自己有用感の醸成に向けて、生徒主体の活動となるよう工夫しましょう。

裏面で確認！
「いじめ防止対策推進法」第15条・第22条

③生徒や保護者に「学校いじめ防止基本方針」などを周知し、いじめに対する学校の対応について、予め理解を得ておきましょう。

「いま、悩んでいる君へ」（リーフレット）や「ぐんま高校生LINE相談」など、④学校外の相談窓口も生徒や保護者に周知しておきましょう。

いじめの認知

裏面で確認！ 「いじめ防止対策推進法」第2条、
文部科学省「いじめの防止等のための基本的な方針」

教職員がいじめやいじめが疑われる行為を把握

学校いじめ対策組織に速やかに報告

学校いじめ対策組織でいじめとして認知

いじめやいじめが疑われる行為を把握した場合は、①どんな些細なことであっても、速やかに学校いじめ対策組織に報告します。誰に、どのように報告するかなど、報告ルートをしっかりと決めておくことが大切です。

②「いじめ防止対策推進法」におけるいじめの定義を正確に理解しておきましょう。また、生徒や保護者から訴えがあった場合は、お互い様などと判断せず真摯に向き合い、その③状況を憶測を交えずに必ず記録に残しておきましょう。

調査・対応

裏面で確認！
「いじめ防止対策推進法」第23条

いじめを認知したら、学校いじめ対策組織が聞き取りやアンケート調査などにより事実関係を調査し、必要に応じて関係生徒を指導します。①いじめを受けた生徒やその保護者の意向に沿った対応を速やかに行うことが大切です。

②いじめを受けた生徒やその保護者に調査計画や調査結果を適宜説明しましょう。③いじめを行った生徒やその保護者にも学校の対応を丁寧に説明しておきましょう。

解消・再発防止

裏面で確認！ 文部科学省
「いじめの防止等のための基本的な方針」

いじめの解消は、①学校いじめ対策組織が文部科学省が示した、いじめ解消の定義に従って判断します。いじめが再発しないよう、②解消後も関係生徒をしっかりと見守ることが大切です。

学校いじめ対策組織で再発防止策についても協議し、③いじめを受けた生徒やその保護者に説明しておきましょう。④再発防止策は全ての職員で共通理解し、学校全体で取り組みましょう。

いじめ防止対策推進法などを 確認しておきましょう！



いじめ防止対策推進法（平成25年法律第71号）【抜粋】

第2条（定義）

「いじめ」とは、児童等に対して、当該児童等が在籍する学校に在籍している等当該児童等と一定の人的関係にある他の児童等が行う心理的又は物理的な影響を与える行為（インターネットを通じて行われるものを含む。）であって、当該行為の対象となった児童等が心身の苦痛を感じているものをいう。

第15条（学校におけるいじめの防止）

学校の設置者及びその設置する学校は、児童等の豊かな情操と道徳心を培い、心の通う対人交流の能力の素地を養うことがいじめの防止に資することを踏まえ、全ての教育活動を通じた道徳教育及び体験活動等の充実を図らなければならない。

2 学校の設置者及びその設置する学校は、当該学校におけるいじめを防止するため、当該学校に在籍する児童等の保護者、地域住民その他の関係者との連携を図りつつ、いじめの防止に資する活動であって当該学校に在籍する児童等が自主的に行うものに対する支援、当該学校に在籍する児童等及びその保護者並びに当該学校の教職員に対するいじめを防止することの重要性に関する理解を深めるための啓発その他必要な措置を講ずるものとする。

第22条（学校におけるいじめの防止等の対策のための組織）

学校は、当該学校におけるいじめの防止等に関する措置を実効的に行うため、当該学校の複数の教職員、心理、福祉等に関する専門的な知識を有する者その他の関係者により構成されるいじめの防止等の対策のための組織を置くものとする。

第23条（いじめに対する措置）

学校の教職員、地方公共団体の職員その他の児童等からの相談に応じる者及び児童等の保護者は、児童等からいじめに係る相談を受けた場合において、いじめの事実があると思われるときは、いじめを受けたと思われる児童等が在籍する学校への通報その他の適切な措置をとるものとする。

2 学校は、前項の規定による通報を受けたときその他当該学校に在籍する児童等がいじめを受けていると思われるときは、速やかに、当該児童等に係るいじめの事実の有無の確認を行うための措置を講ずるとともに、その結果を当該学校の設置者に報告するものとする。

3 学校は、前項の規定による事実の確認によりいじめがあったことが確認された場合には、いじめをやめさせ、及びその再発を防止するため、当該学校の複数の教職員によって、心理、福祉等に関する専門的な知識を有する者の協力を得つつ、いじめを受けた児童等又はその保護者に対する支援及びいじめを行った児童等に対する指導又はその保護者に対する助言を継続的に行うものとする。

4 学校は、前項の場合において必要があると認めるときは、いじめを行った児童等についていじめを受けた児童等が使用する教室以外の場所において学習を行わせる等いじめを受けた児童等その他の児童等が安心して教育を受けられるようにするために必要な措置を講ずるものとする。

5 学校は、当該学校の教職員が第三項の規定による支援又は指導若しくは助言を行うに当たっては、いじめを受けた児童等の保護者といじめを行った児童等の保護者との間で争いが起きることのないよう、いじめの事案に係る情報をこれらの保護者と共有するための措置その他の必要な措置を講ずるものとする。

6 学校は、いじめが犯罪行為として取り扱われるべきものであると認めるときは所轄警察署と連携してこれに対処するものとし、当該学校に在籍する児童等の生命、身体又は財産に重大な被害が生じるおそれがあるときは直ちに所轄警察署に通報し、適切に、援助を求めなければならない。

文部科学省「いじめの防止等のための基本的な方針」（平成29年3月14日改定）【抜粋】

いじめ解消の要件

① いじめに係る行為が止んでいること

被害者に対する心理的又は物理的な影響を与える行為（インターネットを通じて行われるものを含む。）が止んでいる状態が相当の期間継続していること。この相当の期間とは、少なくとも3か月を目安とする。ただし、いじめの被害の重大性等からさらに長期の期間が必要であると判断される場合は、この目安にかかわらず、学校の設置者又は学校いじめ対策組織の判断により、より長期の期間を設定するものとする。学校の教職員は、相当の期間が経過するまでは、被害・加害児童生徒の様子を含め状況を注視し、期間が経過した段階で判断を行う。行為が止んでいない場合は、改めて、相当の期間を設定して状況を注視する。

② 被害児童生徒が心身の苦痛を感じていないこと

いじめに係る行為が止んでいるかどうかを判断する時点において、被害児童生徒がいじめの行為により心身の苦痛を感じていないと認められること。被害児童生徒本人及びその保護者に対し、心身の苦痛を感じていないかどうかを面談等により確認する。